

住民自治協議会事務局職員人件費に対する財政支援について

1 事務局人件費の増額に対する基本的な考え方

- (1) 平日の半日のパートタイム事務局では、時間的・機能的にも十分ではなく、フルタイム化する必要がある。
- (2) 現在は支所が事務局の一部を担っているが、将来的には、これを住民自治協議会に移すことで、自立した事務局とする必要がある。
- (3) 事務局が自立するまでには、ある程度の移行期間が必要であり、その間は、支所が支援を継続する。
- (4) 人件費を増額するには、この考え方について、住民自治協議会と合意することが必要である。

2 平成 23 年度人件費に対する財政支援の予算要求の概要

- (1) フルタイム（支所の業務時間と同じ時間）の事務局開設を担保する観点から、現在交付している人件費の概ね倍額を基準額として要求
- (2) 5,000 世帯を超える地区に対しては、基準額に 5～15%程度の加算を要求

3 将来に向けた住民自治協議会事務局職員と支所等との役割分担について

- (1) 財政支援の拡大を前提とし、住民自治協議会の自立、地区間の公平性等の観点から、下表の役割分担を基本として進めていきたい。
(参考) 別紙 住民自治協議会事務局事務量調査の結果
- (2) 役割分担の確立にあたっては、支所等が十分に支援を行い、時間をかけて進めていくものであり、この結果として、市の人件費を住民自治協議会に移していくものである。

将来に向けた住民自治協議会事務局職員と支所等との基本的な役割分担（案）		
	事務局職員	支所等
概要	◆ 住民自治協議会が（独自に）行う事務事業（廃止 9 団体の地区組織事務を含む）に係る事務局事務全般	◆ 住民自治協議会運営全般に係る相談、助言、行政との連携・調整に関する事務 ◆ 必須・選択事務や臨時的・地区個別的に市から依頼・相談・協議される事務事業を住民自治協議会及び協力団体へつなぐ事務（経費負担、事務事業に関する資料作成、説明、疑義への対応などを含む。）

4 あらかじめいただいたご意見と市としての考え方

ご意見の内容	市としての考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・フルタイム化だけでは膨大な事務量をまかなえない ・支援額が不十分である、額が妥当かどうかは検証が必要 	<p>住民自治協議会が担う事務の総量を現時点で正確に見定めることは困難です。</p> <p>まずは、将来目標を共有し、一定の移行期間を定め、フルタイムの雇用でどこまでできるか検証しながら進めていきたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・目標までの移行期間はどの程度か 	<p>皆さんとの協議によりますが、<u>3年をひとつの目安</u>と考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・全市一律の役割分担に違和感がある ・一律ではなく前向きな住民自治協議会にさらに支援を 	<p>人件費を含む一括交付金や支所からの支援は、全市で同じルールによるべきものだと考えています。</p> <p>前向きな地区には「地域やる気支援補助金」を、また中山間地域には「やまざと支援交付金」が用意されるなど、<u>トータルな仕組みでバランスに配慮</u>しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・専任の事務局長が必要 ・市のOBが考えられないか 	<p>事務局機能強化の考え方のひとつに事務局長を雇用することも想定され、そのための財政支援を市が行うとすれば、市の人件費からそれを生み出す必要があります。</p> <p>これは、支所等の在り方にも影響してくることから、今後の検討課題と考えています。</p>

5 経過報告

- (1) 1月5日開催第20回住民自治協議会連絡会で、本資料により協議し、概ね以下の内容について合意した。
 - ① 基本的な役割分担（案）を将来的な目標とする。
 - ② 目標達成までには、3年を目途とする移行期間を設け、支所等による支援を継続するとともに、目標へ向けて住民自治協議会と市との協議を継続する。
- (2) 市は、フルタイムの事務局開設へ向けての予算拡充について、前向きに対応する。